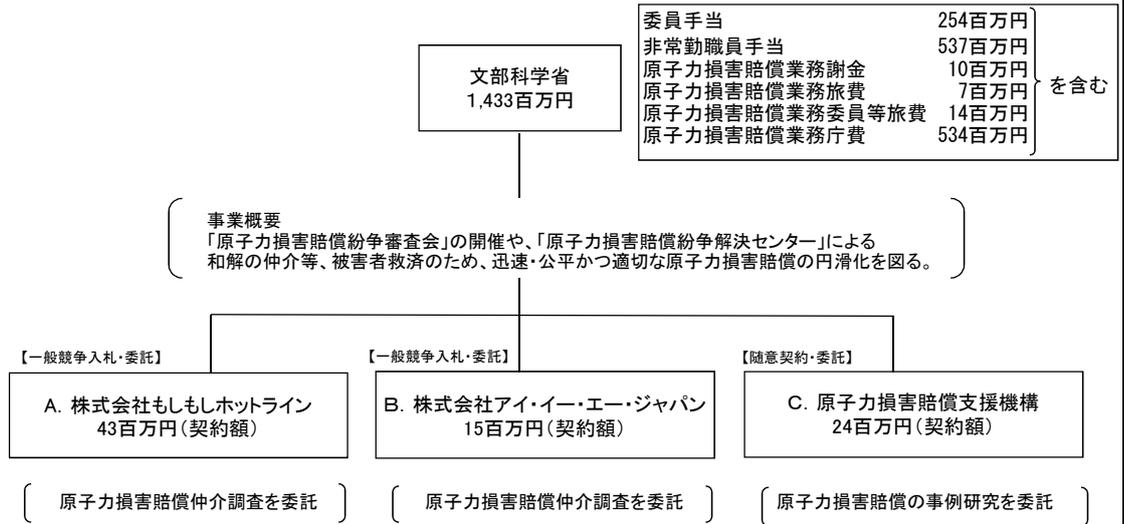


平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	原子力損害賠償紛争審査会等		担当部局庁	研究開発局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	参事官付		室長代理 田口 康	
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	原子力事故による被害者の救済 XI-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子力損害の賠償に関する法律第18条		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東京電力福島原子力発電所事故に関する賠償について、原子力損害賠償法に基づき、賠償を円滑に進めるため、また、可能な限り早期の被害者救済を図るため、「原子力損害賠償紛争審査会」による原子力損害の範囲の判定等の指針の策定や、賠償に関して生じた紛争について和解の仲介等を実施し、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東京電力福島原子力発電所事故により生じた原子力損害について、被害者の迅速な救済を図るため、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づき原子力損害の範囲の判定等の指針を策定する紛争審査会を平成23年4月11日に設置し、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、指針として提示することとした。 また、賠償に関して生じた紛争について、同審査会の下に「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、和解の仲介を実施している。 * 予算計上所管の変更により、文部科学省の事業としては平成24年度限りで廃止し、平成25年度以降は復興庁計上事業として実施(事業番号:新25-026、事業名:原子力損害賠償紛争審査会等)						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算			1771(復興特会計上)	-	
		補正予算			505	-	
		繰越し等			4	-	
		計			2279(復興特会計上)	-	
	執行額				1,433		
	執行率(%)				62.9%		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	原子力損害賠償に関して、迅速な紛争解決を図り、被害者救済を進めるための体制を整備する。		成果実績			調査官を40人から140人に増員。	調査官を210人に増員。
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	原子力損害賠償紛争審査会の開催実績		活動実績 (当初見込み)			5 (12)	12 ( )
単位当たりコスト	-		算出根拠	原子力損害賠償紛争審査会についての費用は、事務だけでなく、地方への説明会費用等多岐にわたっており、事務だけの費用を切り分けることは出来ず、コストの計算は困難。 また、原子力損害賠償紛争解決センターにおいても、進捗状況については第三者(被害者・東京電力)によるところも大きいため、和解一件あたり等、単位あたりのコストを計算するのは困難。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
				※平成24年度限りの経費			
	計						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、国が総合的に推進していく必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	原子力損害賠償の事例研究について、事業実施に必要な不可欠な情報について政府以外で適切かつ詳細に知りうる唯一の法人であり、かつ、当該情報を整理・分析できる能力を有する原子力損害賠償支援機構と契約を締結した他は、一般競争入札を実施しており、その妥当性や競争性を確保しているところ。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、必要不可欠なものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	当事業は、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、原発事故の被害者救済のために不可欠な事業であることから、平成25年度以降は復興計上予算により実施するとともに、より効率的な事業推進に努めるものとする。					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
平成25年度以降は復興計上事業として実施しているため、平成24年度を持って廃止している。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-						
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	-	平成23年	-	平成24年	新24-0032	

※平成24年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 株式会社もしもしホットライン			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
業務実施費	雑役務費	23			
	借損料	1			
	消耗品費、消費税相当額	1			
人件費	業務担当職員	14			
	社会保険料等事業主負担分	1			
間接経費	一般管理費(直接経費の8.4%)	3			
計		43	計		0
B. 株式会社アイ・イー・イー・ジャパン			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
業務実施費	雑役務費、印刷製本費、消費税相当額等	11			
人件費	業務担当職員等	3			
間接経費	一般管理費((業務実施費のうち雑役務費及び消費税相当額のうち雑役務費分を除く)	1			
計		15	計		0
C. 原子力損害賠償支援機構			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
業務実施費	雑役費等	24			
計		24	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社もしもしホットライン	損害賠償についての状況に関する調査分析等	43	1	97.4%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社アー・イー・エー・ジャパン	諸外国の裁判制度及び紛争解決の実態等の調査等	14	2	95.7%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償の事例研究等	24	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					